

平成 年 月 日

児童相談所と警察の情報共有と連携しての活動を求める要望書

殿

子ども虐待死ゼロを目指し、子どもの虐待の継続・エスカレートを防ぐため、児童相談所と警察との間で虐待案件の情報共有の上、連携して子どもを虐待から守る活動を効果的に実施していただきますようお願いいたします。具体的には、次のような協定を知事と警察本部長との間で締結し、緊密に連携して活動していただくようお願いいたします。

記

- ① 警察は従来どおり、虐待案件を把握した場合には直ちに児童相談所に通報する。児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について、前月に把握したものを翌月にまとめて警察に情報を提供する。親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。
- ② 警察は、虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報等がなされた場合、深夜はいかひの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護を含め適切に対応できるよう措置する。
- ③ 児童相談所と警察は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。
- ④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査するものとし、必要な場合には警察に協力を求めることができるものとする。
- ⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している学校等の意見を聴いた上、子どもの安全確保計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図るものとする。